品確法等改正法 説明資料

(公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律)

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法

(平成17年制定)

Point

価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



建設業法 • 入契法

(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point

建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化

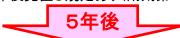


平成26年 担い手3法

Point

発注者は、受注者が<mark>適正な利潤を確保</mark>できるようにすること 従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善

※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point

元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point

働き方改革に向けた適正な工期の確保

※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point

担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point

労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止

※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

議員立法 **公共工事品質確保法等の改正**

- ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- ●能力に応じた処遇

処遇改善

価格転嫁

(労務費への しわ寄せ防止)

働き方改革

·環境整備

地域

建設業等

の維持

公共発注

体制強化

生産性

向上

●多様な人材の雇用管理の改善

●スライド条項の適切な活用 (変更契約)

- ◆休日確保の促進●学校との連携・広報●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- ●測量資格の柔軟化 【測量法改正】
- **ICT活用** (データ活用・データ引継ぎ)
- ●新技術の予定価格への反映・活用
- ●技術開発の推進

適切な入札条件等による発注災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入)

- ▲※介担出牌昌の会出
 - ●発注担当職員の育成●広域的な維持管理
 - ●国からの助言・勧告 【入契法改正】

政府提出

建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ●標準労務費の確保と行き渡り
- ●建設業者による処遇確保
- ●資材高騰分等の転嫁円滑化
 - 契約書記載事項
 - 受注者の申出、誠実協議
- ●工期ダンピング防止の強化
- ●工期変更の円滑化
- I C T 指針、現場管理の効率化
- ●現場技術者の配置合理化

(参考)

- ◇公共工事品質確保法等の改正
- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) ・誘導的手法(理念、責務規定)
- ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

 - ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)・規制的手法など

対応力強化

担

い

手確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

背景·必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17法18)、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律(H12法127)及び測量法(S24法188)の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、<mark>公共工事から取組を加速化・牽引</mark>することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進(基本理念・国・地方公共団体・受注者)

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進(国・発注者・受注者)

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・<u>適切な価格転嫁対策</u>※による労務費へのしわ寄せ防止 ※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

** ヘンイト 条項の設定、連用基準の東定、週別ない 担い手確保のための環境整備(国・地方公共団体・受注者)

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
 - ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動 ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実(国・地方公共団体)

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進(発注者)

・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化(受注者・発注者)

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進(基本理念・発注者)

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用(データの活用、データ引継等)
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進(国)

・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保(国)

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

) ┌ ・測量士等の確保(養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定)

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等